

## 令和6年度 高所作業車運転技能講習のご案内

労働安全衛生法第61条の就業制限業務に係る標記技能講習を下記のとおり開催いたします。

記

第1回	第2回
学科 4月3日	学科 7月2日
実技 ①4月6日 ②4月7日	実技 ①7月6日 ②7月7日
※実技日程は①又は②の1日です。実技日程と実技会場は、学科講習時にお知らせします。 （講習人数が少ない場合①のみの日程となることがあります。ご了承下さい。）	
学科 8:00～受付 8:20～開始 相生労働基準協会	
実技 7:30～受付 7:40～開始 ㈱JMUアムテック	

### 1. 講習内容

#### 高所作業車運転技能講習

		時間	講習科目	規定時間数	
学 科	1 日	8:00～8:20	受付け		
		8:20～8:30	オリエンテーション		
		8:30～10:30	運転に必要な一般的事項に関する知識	2時間	2時間
		10:30～10:40	休憩		
		10:40～12:10	作業に関する装置の構造等	1時間30分	5時間
		12:10～12:50	昼食		
		12:50～14:20	作業に関する装置の構造等	1時間30分	
		14:20～14:30	休憩		
		14:30～16:30	作業に関する装置の構造等	2時間	
		16:30～16:40	休憩		
		16:40～17:40	関係法令	1時間	1時間
		17:40～17:50	休憩		
17:50～18:50	<修了試験>	1時間			
実 技	1 日	7:30～7:40	受付け		
		7:40～7:50	オリエンテーション		
		7:50～9:50	作業のための装置の操作	2時間	6時間
		9:50～9:55	休憩		
		9:55～11:55	作業のための装置の操作	2時間	
		11:55～12:35	昼食		
		12:35～13:35	作業のための装置の操作	1時間	
		13:35～13:40	休憩		
		13:40～14:40	作業のための装置の操作	1時間	
		14:40～14:45	休憩		
14:45～15:45	<修了試験>	1時間			

2. 定員 28名

3. 受講区分及び受講料

区分	資 格	受講料（税込）		
		講習料	手数料	合計
A	移動式クレーン運転士免許所持者 小型移動式クレーン運転技能講習修了者 (免許証又は修了証の写しを申込用紙に添付のこと)	35,200	2,134	37,334

B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許所持者（道路交通法：第84条第3項）</li> <li>・フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習、車両系建設機械（基礎工事中用）運転技能講習、車両系建設機械（解体用）運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者</li> <li>・建設機械施工技術検定に合格した者</li> </ul> <p>（免許証又は修了証の写しを申込用紙に添付のこと）</p>			
---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

※A・B区分ともに受講料は一律の料金です。

※免許証又は修了証の写しを申込に添付（Webの場合アップロード）のこと

受講料は下記口座へ振込下さい。（振込手数料はご負担ください。）

【振込口座】 みなと銀行相生支店 普通 3842647 （一社）兵庫労働基準連合会相生事務所

#### 4. 申込方法

【Web申込の場合】 ホームページより申し込みください。

【電話予約の場合】 電話にて予約後、申込書に写真添付し、切手を貼った返信用封筒を同封の上当事務所まで郵送ください。申込書はホームページからダウンロードできます。

#### 5. その他

- (1) 一旦納入された受講料は原則返金できません。受講者の変更は可能です。お電話にてご連絡下さい。
- (2) 筆記用具を持参のうえ定刻までに着席してください。テキストは学科1日目にお渡しします。テキストをお持ちの方はご持参ください。
- (3) 受講者は毎回受付に受講票と本人確認書類（自動車運転免許証、健康保険証等）を提示し、出席証明印を受けてください。
- (4) 実技講習の際は、ヘルメット・作業服上下・安全靴（足カバーを付ける）・手袋（薄手の革手袋）・墜落制止用器具（「受講規律」を参照のこと）を着用してください。
- (5) 遅刻、途中退場者は不合格とします。※ 学科・実技ともオリエンテーション終了後は、遅刻とし受講資格を失います。
- (6) 前記5のA・Bの方とも、全ての学科及び実技を受講していただきます。
- (7) 昼食及び飲み物は、各自で用意してください。

ご提出いただいた個人情報は、当事務所が責任をもって管理し、本講習以外の目的には使用しません。

※ 駐車場は、協会は限られた台数しか停められませんので、できる限り乗り合わせてお越し下さい。又お近くの方はできる限り徒歩か自転車、バイクのご利用をお願い致します。協会隣の駐車場には停めないでください。

※ 緊急やむを得ない事情が発生した場合は、ご連絡下さい。

## 高所作業車運転講習受講規律

受講者は、以下の項目を確認し、技能講習中は必ず遵守してください。

また所属の事業場におかれましても、受講者に徹底させていただきますようお願いいたします。

1. 挨拶の励行
2. 講義中は静粛にするとともに、許可なく会場を離れない。
3. 講義中は居眠り、ガムを噛むなどはつつしみ、携帯電話・スマートフォンはマナーモードにする。
4. 講師の指導は素直に聞き、自分勝手な行動はしない。
5. 実技会場には、以下に掲げる持参品を確認し必ず持参すること。  
安全上不備が認められる者は受講させないことがある。（講師の判断による）
6. 実技試験は減点制により採点を行い、合格点に満たない場合は不合格となる。  
再度受講する時は学科より再受講となる。
7. 遅刻、早退者等は不合格とする。

\*学科・実技ともオリエンテーション終了後は、遅刻とします。\*

※緊急やむを得ない事情が発生した場合、ご連絡下さい。

※飲料、お弁当は各自で準備して下さい。

### 実技講習日の持参品

\*実技講習にヘルメットや靴等を持参しない方がいますが、実作業に準じた状況での講習を行いますので、以下のものを持参して下さい。

1. 受講票
2. テキスト
3. 筆記用具…鉛筆、消しゴム
4. ヘルメット
5. 作業服上下
6. 安全靴、脚絆（足カバー）を付ける
7. 手袋………薄手の革手袋
8. 雨合羽
9. 墜落制止用器具

（注）法改正により従来の「安全帯」は「墜落制止用器具」に名称変更されました。

「墜落制止用器具」は原則「フルハーネス型」を持参ください。

胴ベルト型のみ所持の方は申込時にご相談ください。